

年間スローガン

年間サブスローガン

◆実践しよう 交通安全3S 運動

Stop(ストップ)

- 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

Slow(スロー)

- こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- 見とおしが悪い交差点では徐行

Smart(スマート)

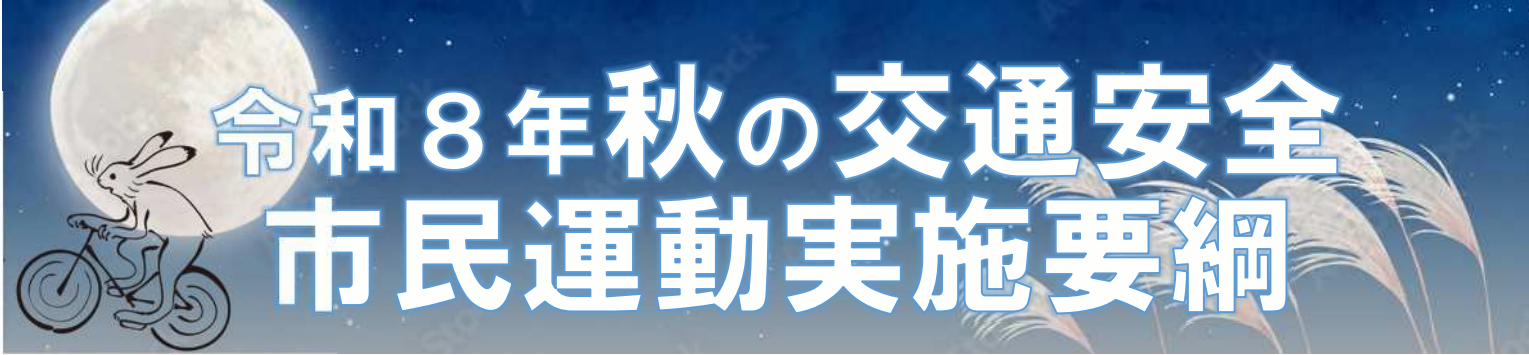
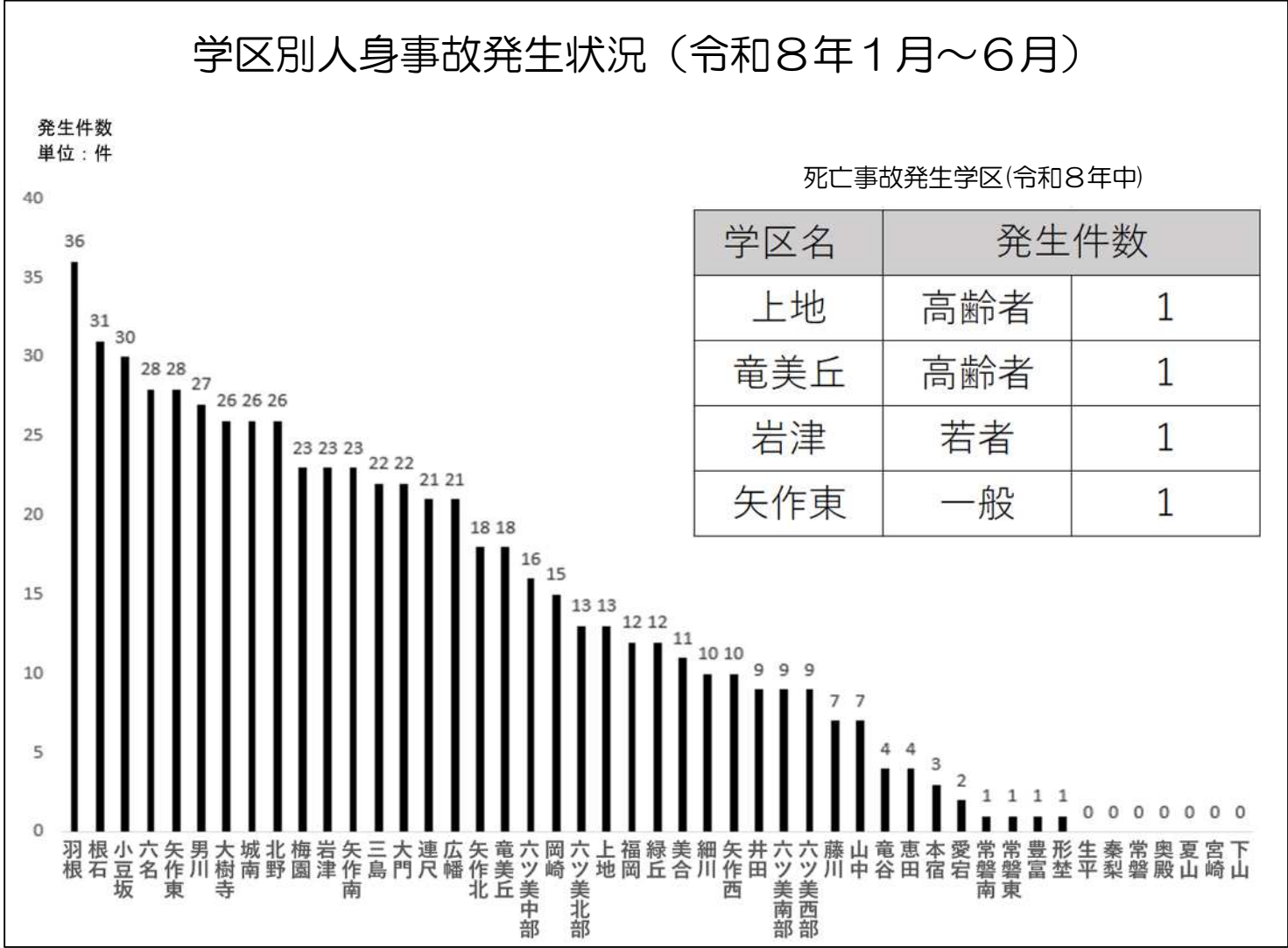
- 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- シートベルトの全席着用の徹底
- 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

年間広報重点

- どこ見てる？ 歩きスマホで 命とり
- 自転車の ルール違反は 青キップ
- 気の緩み 慣れた道には 落とし穴

今後の交通安全行事予定

年末の交通安全市民運動期間 12月1日(火) ～ 12月10日(木) 10日間
市内一斉大立哨実施日 12月4日(金)



期 間

令和8年9月21日(月) から9月30日(水) までの10日間

市内一斉大立哨

令和8年9月25日(金)

目 的

秋は、日没時刻が早まり、運転者から歩行者や自転車の動きが見えづらくなる夕暮れ時と、仕事や学校の帰宅時間帯が重なり、歩行者や自転車利用者が被害に遭う交通事故の増加が懸念されます。また、歩行者、自転車利用者の事故の中には、歩行者、自転車利用者側にも法令違反が認められるケースがあり、交通ルール遵守の徹底が課題となっています。そこで、運動重点に沿った秋の交通安全運動を市民総ぐるみで展開し、交通事故の防止を図ります。

運動重点

- 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

《岡崎市からのお知らせ》

自転車乗車用ヘルメットの購入の補助金申請を受け付けています

内 容 転倒や交通事故の際に頭部を保護する自転車乗車用ヘルメットの購入に対し補助金を交付
(令和8年4月1日以降に購入したものが対象)

対象者 市内に住所を有している満7歳～満18歳になる方又は満65歳以上になる方

対 象 新品で安全認証(SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078に限る)、GSマーク、CPSCマーク等)が付されているヘルメット

補助額 ヘルメット購入費の2分の1
(上限2,000円)

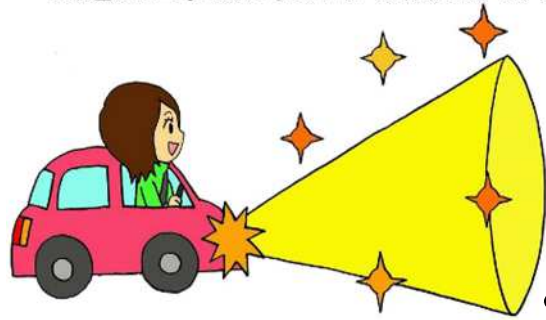
申 込 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
申請書類を防犯交通安全課(東庁舎3階)へ提出
または市電子申請届出システムで申請
※予算の範囲内で申請書提出の先着順に受付

【詳しくは岡崎市防犯交通安全課ホームページで】

★令和5年4月から道路交通法が改正され、全年齢で自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化されています。

《岡崎警察署からのお知らせ》

例年9月から3月にかけて、夕方の5時から7時までの夕暮れ時に
交通死亡事故が多発する傾向があります！



ドライバーのみなさん

夕暮れ時の早めのライト点灯と
ハイビームの活用を！

歩行者・自転車利用者のみなさん

明るい服装と反射材の着用を！

●点灯時刻の目安：日没時刻のおおむね1時間前

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:00	16:30	16:00	16:00	16:00	16:30	17:00

人や車の動きが見えにくくなりますのでドライバーの方は早めのライト点灯・
ハイビームの活用で歩行者・自転車の早期発見に努めましょう。

歩行者・自転車利用者のみなさんは明るい服装と反射材の着用で自分の存在をアピール
しましょう！



令和8年9月1日から、

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用される、
中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。

60 → 30
Km/h Km/h

※ただし、中央線又は車両通行帯が設けられている
一般道路等における自動車の法定速度は引き続き60km/hです。
道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください。



詳しくは警察庁HPをご覧ください

《トピックス》

令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して

交通反則通告制度（青切符制度）が導入されました！

●交通反則通告制度

交通反則通告制度とは、反則行為（道路交通法の違反行為のうち警察官が現認可能な明白で定型的なもの）をした者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、刑事手続に移行されることなく、その反則行為に係る事件について起訴されない制度です。

詳しくは愛知県警察 HP へ



自転車もハンドルを握ればドライバーです！ルールを守って安全運転を！

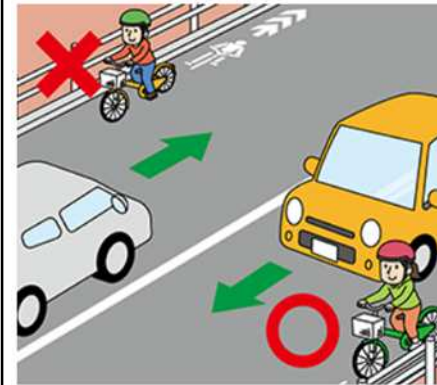
愛知県警察によりますと、県内の過去5年間（令和3～7年）で自転車の交通死亡事故の
主な原因として、以下のデータが出ております。

- ・負傷部位として頭部が致命傷となる場合が約6割
- ・自転車側に交通違反が認められる場合が9割以上（一時不停止が最多）

自転車安全利用五則

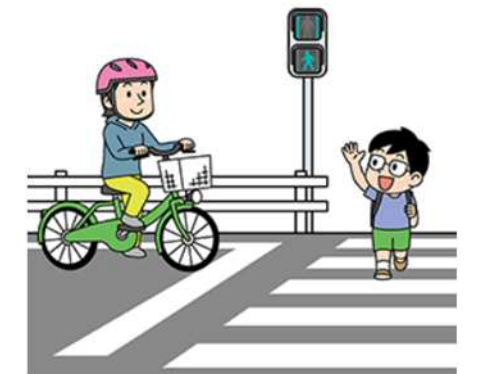
1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2

交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認



3

夜間はライトを点灯



4

飲酒運転は禁止



5

ヘルメットを着用

